

国民年金保険料の割引制度をご存知ですか？

～保険料の納付は、口座振替や前納がお得です～

自営業・学生など第1号被保険者が納める平成28年度の保険料は月額1万6,260円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

前納

6カ月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。

また、口座振替には2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の保険料額の比較表（平成28年度金額）

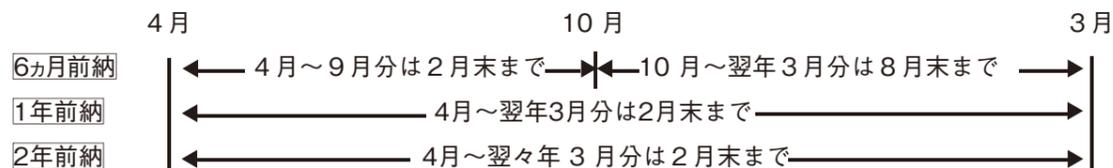
納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	19万1,660円	19万5,120円	3,460円割引
口座振替	6か月	9万6,450円	9万7,560円	1,110円割引
口座振替	1年	19万1,030円	19万5,120円	4,090円割引
口座振替	2年	37万7,310円	※39万0,240円	1万2,930円割引

※平成29年度の保険料は額は、平成29年2月下旬に告示される予定ですので、若干変動があります。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。
※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にあります。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。
(申込み書類に不備等があれば、期限までに間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きください)



●平成29年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関又は帯広年金事務所に提出してください。

●郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

●平成29年4月から、口座振替に加えて、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけるようになります。詳しくは、日本年金機構帯広年金事務所（☎0155-25-8113）へお問合せください。

問合せ先

日本年金機構帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213



青年女性交流推進助成金

青年と女性の出会いと交流を応援します！

♥ 事業内容／

未婚男性と未婚女性との交流会に対して、次の要件を満たす場合、助成金を交付します。

♥ 対象要件／

- ① 町内の飲食店で開催すること。
- ② 原則、4名以上の未婚男女の交流会であること（仲介役は2名まで参加可）。
- ③ 原則、未婚男女の比率が均等であること。
- ④ 未婚男女は2つ以上の異業種又は他の会社から出席すること。
- ⑤ 団体・社内、忘年会や同窓会等で実施されるものは除く。
- ⑥ 未婚青年は町民であること。

♥ 助成金額／

対象者一人あたり、費用の総額を対象者数で割った費用の2分の1（上限額は2,000円）と帰りのタクシー代（1台につき500円まで）の一部を商工会商品券で交付。

♥ 必要書類／

- ① 申請書
- ② 開催証明書（開催飲食店が発行）
- ③ 写真（対象者全員が写っているもので、開催前と後の2枚必要）
- ④ 領収書（飲食代、タクシー代）

♥ 手続き／

開催前に企画課までご連絡ください。申請は、企画課に開催後1か月以内に必要書類を提出してください。



町外通勤者助成金の下半期分の交付申請を受付します

～平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充されました～

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充され、町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上40歳以下の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。

助成金交付申請は、下半期（平成28年10月～平成29年3月）分は3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

♣ 申請に必要な書類／

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
 - ② 雇用証明書（任意様式）
 - ③ 町税等納入状況調査承諾書
 - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※①、③、④は町企画課備え付けの様式を使用してください。
※④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可）（特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください）
※平成28年度上半期申請の方で、勤務先に変更がない場合は、②の提出は必要ありません。

♣ 申請書類の提出先／

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：滝沢）へ直接または電話で請求のうえ提出してください。

♣ 申請期間／

下半期分：平成29年3月15日～平成29年3月末日まで

♣ 対象要件／

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和51年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が15日以上の月が3か月以上ある方（町外通勤日数を月15日以上に変更）
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方。
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと

♣ 助成基準日／

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

♣ 助成金額／

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎（574）2216